

(様式4 実施結果の公表)

つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例(案)の
パブリックコメント手続の実施結果

平成29年11月

つくば市 総務部 総務課

■ 意見集計結果

平成29年9月1日から10月2日までの間、つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例（案）について、意見募集を行った結果、3人（団体を含む）から8件の意見の提出がありました。これらの意見について、適宜要約した上、項目ごとに整理し、それに対する市の考え方をまとめましたので、公表します。

提出方法別の人数は、以下のとおりです。

提出方法	人数（含む団体）
直接持参	1人
郵便	1人
電子メール	0人
ファクシミリ	0人
電子申請	2人
合計(延べ人数)	4人

※3人の内1人が直接持参と電子申請により提出されたため、延べ人数は4人となります。

■ 意見の概要及び意見に対する市の考え方

○ 第1条 目的 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	決定の透明化と市民参加による多様な事務の決定には賛同します。	1件	市民の多様な御意見を取り入れるため、市民公募委員の参加の仕組みや会議の傍聴の制度を整えるなど、今後も様々な形で、開かれた市政の一層の推進に努めてまいります。

○ 第2条 定義 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	支障がないと思われる会は、市民参加については、オープン化することも検討していただきたい。	1件	市民参加については、行政として効率的、能率的に市民ニーズにより即した市政を進めるため、効果的な市民参加を推進してまいります。
2	テーマを類型化して有識者の審		本条例は、会議を公開することによ

	査基準を作り、公表するべきだと思います。	1件	り、市政運営の透明性の向上を図るためのものであるため、御意見は参考とさせていただきます。
3	専門的な懇談会にも、専門家だけでなく、関連ある部外者も必要かと考えます。	1件	第2条第2号中の「市民、有識者等」には、各種関係団体や法人の代表者等も含まれます。
4	会議の開催場所は、会議のテーマによって臨機応援に対応し、市役所に限定しなくてもよいと思います。	1件	会議の開催場所については、市役所に限定する予定はありません。

○ 第3条 会議公開の原則 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	会議が原則公開とされるために、かえって議論が低調となることや会議が形骸化することが懸念される。	1件	附属機関の会議及び懇談会等については、市政運営の透明性の向上を図るという目的を果たすため、原則公開することとしています。

○ その他 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	ラブホテル以外で、観光のホテル、旅館及び民泊などについて様々なことを改善することを目的として会議を開く場合にも、公開とすることで支障が生じる可能性があるのではないか。	1件	第2条に規定される、附属機関の会議又は懇談会等を開催する場合には、第4条各号のいずれかに該当すれば、会議を非公開とすることができます。
2	ラブホテル条例の改正に関しては、床面積など様々な問題点がある。	1件	つくば市ラブホテルの建築等規制条例について、今回附則で改正するのは会議の公開・非公開に関する部分のみとなっております。